

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、倫理憲章に定める倫理行動指針に「企業としても個人としても折り目正しい行動をする」ことを掲げております。

株主より経営の付託を受けた取締役は、当社の業務執行に関する意思決定機関である取締役会の機能充実に努め、機動的な意思決定と経営の透明性を確保します。

監査役は、その地位の独立性を確保しつつ、取締役の職務執行に対する監査機能を充実し、強化します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1 - 4)

上場株式の政策保有の縮減に関する方針

当社事業の拡大、持続的な発展のために様々な企業との協力関係が必要であるとの認識にもとづき、当社との事業上の関係やコストを勘案し、特に中長期的な取引の維持・強化につながる場合に、当該企業の株式を政策的に保有することを原則としています。

個別の政策保有株式についての保有適否の検証

すべての政策保有株式については、毎年取締役会において中長期的な観点からその経済合理性、保有目的等を踏まえて個別銘柄毎に検証を行います。具体的には、保有株式について「取引状況」「ROA」等の指標により、保有の妥当性の判断をしております。

政策保有株式に係る議決権行使基準

当該議案につき、当社の政策保有に関する方針に適合するかどうか、投資先の企業価値の向上に資するか等を総合的に勘案のうえ、賛否を判断し、議決権を行使します。

(原則1 - 7)

当社では、取締役および取締役が実質的に支配する会社との競業取引および利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとし、利害関係のある当該取締役が決議に加わることができないこととしています。また、当該取引を行った取締役は、その取引についての重要な事項を取締役に遅滞なく報告することとしています。

(原則2 - 6)

当社は、確定給付年金制度の適正な運営を図るため、最高財務責任者(CFO)と人事・財務等の領域に精通する者、および労働組合で構成するDB年金委員会を設置しております。また同委員会には外部の専門家によるコンサルティングを取り入れております。

DB年金委員会による運用受託機関の選定に当たっては、ベンチマークとの比較等による運用成績の評価のほか、スチュワードシップ・コードへの取組状況等も踏まえて判断しており、現在委託している運用受託機関につきましても、スチュワードシップ・コードの取組状況について確認しております。

(原則3 - 1)

(1)経営の基本方針として「水産資源の持続的利用と地球環境の保全に配慮し、水産物をはじめとした資源から、多様な価値を創造し続け、世界の人々のいきいきとした生活と希望ある未来に貢献すること」を掲げ、独自の技術を活かし、持続可能な水産資源から世界の人々に健康をお届けするメーカーを目指すべく、中期経営計画「MVIP+(プラス)2020」(2018年度～2020年度)を策定し、主要事業戦略、財務・配当戦略を含め、事業報告、決算説明会等にて開示しております。

(2)当社は、行動準則の一つである倫理憲章において、行動指針として「企業としても個人としても折り目正しい行動をする」を掲げております。株主より経営の付託を受けた取締役は、当社の業務執行に関する意思決定機関である取締役会の機能充実に努め、機動的な意思決定と経営の透明性を確保します。

監査役は、その独立性を確保しつつ、取締役の職務執行に対する監査機能を充実し、強化します。

(3)当社の役員報酬制度は、当社の「経営の基本方針」の実現を後押しする、中長期の経営戦略を反映する、優秀な人材の維持・確保に有効なものとする、透明性・公平性と合理性を備えた設計とするとともに、適切な決定プロセスを確保する、役位ごとの役割や責任および成果にふさわしい報酬体系とする、を基本方針としています。

上記方針の下、取締役および執行役員の報酬は、固定報酬として役位ごとに定めた基本報酬、年次の業績に連動する業績連動報酬(年次インセンティブ)、および中期経営計画の達成度に連動する株式報酬(中長期インセンティブ)の3つの要素により構成されます。報酬額の水準および報酬項目の構成比率は、同業・同規模他社と比較検討を行ったうえで、当社の財務状況を踏まえ設定します。

取締役および執行役員の報酬決定手続は次のとおりです。2018年度より設置した取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬委員会(代表取締役および社外取締役で構成)において、原則年1回、報酬の決定方針、報酬制度の内容や報酬水準につき審議し、取締役会に答申します。当該答申を受け、基本報酬および業績連動報酬については2009年6月25日開催の株主総会で、また株式報酬については2018年6月27日開催の株主総会で、それぞれ決議された報酬額の範囲内で、取締役会の決議により決定します。

(4)取締役候補の指名および経営陣幹部の選任については、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会(代表取締役および社外取締役で構成)を置き、原則年2回、CEOを含む役員候補者の選解任、サクセッションプラン等につき審議し、取締役会に答申します。当該答申を受け、取締役会において、当社事業に精通し専門性を有すると同時に、会社経営全般に適切な意思決定ができるバランス感覚を有する人材を選任・指名し、社外取締役候補については上場会社などで培った幅広い経験や高い見識を当社経営に活かすことのできる人材を選任します。また監査役候補については財務・会計に関する知見等、監査に必要となる専門性と幅広い分野についての豊富な知識を有する人材を選任します。

なお、監査役候補者については、事前に監査役会の同意を得ております。

(5)当社では、全ての取締役・監査役候補者について、その選解任理由を株主総会招集通知に記載します。

(補充原則4-1)

当社は執行役員制度を導入し、執行役員会を設置しています。

取締役会の決議事項は取締役会規程で定めており、取締役会は法令および定款に定められた事項の他、年度予算の承認、中期経営計画の決定、執行役員の業務分掌など当社およびグループに係る重要事項を決議しています。また、それ以外の事項については執行役員会で決議するとともに、業務執行については各業務分掌の範囲内で執行役員に委ねております。

(原則4-9)

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社が策定した独自の基準を満たす社外取締役および社外監査役を独立役員に指定しております。当社の基準の詳細については、本報告書 1.「独立役員関係」記載の「社外役員の独立性基準」をご参照下さい。

(補充原則4-11)

水産・食品・ファインケミカルを主要3事業とし、成長を目指す当社の取締役会において議論を有効・活発に行うためには、個々の事業に関する深い知識・経験・洞察力とともに、各事業領域の境目となる分野での融合を進めるための柔軟性・創造性、さらには、財務・会計等の専門性に優れた人材のバランスが重要であり、また、規模としては監査役を含め10～15名程度の人数が適切であると考えております。

なお、取締役選任に関する方針・手続きについては、3-1(4)をご参照下さい。

(補充原則4-11)

取締役・監査役は、当社においてその責務を適切に果たすために、他の会社の役員兼任は合理的な範囲にとどめております。取締役・監査役の他社における重要な兼職状況については、事業報告にて毎年開示しております。

(補充原則4-11)

1. 評価の実施方法

2016年度および2017年度、当社は、監査役を含む全役員に対し、ほぼ同内容の全36問の選択式(理由も付記)・記名式のアンケートを実施し、社内役員と社外役員の結果を比較・分析し、それを基に全役員で議論する方法で、取締役会の実効性評価を実施しました。その結果、社内役員と社外役員との差異はほぼなく、議長のリーダーシップの下、活発な意見交換がなされ、社外取締役や監査役の意見も尊重されており、取締役会は概ね良好に運営されていると評価できるとされたものの、2年連続で以下の項目が課題とされました。

(a)取締役会と執行役員会の役割の明確な区別

(b)企業戦略の大きな方向性や中期経営計画の達成に向けた議論の充実

(c)取締役会の多様性

そこで、2018年度は、上記課題とされた項目のうち(a)及び(c)は別途検討中であることから、特に(b)に的を絞り、課題克服に向けた進捗状況の確認及び当社のあるべき姿につき、全8問の記述を中心としたアンケートを実施しました。

2. 評価結果の概要

当社は、過去2回の取締役会の実効性評価を踏まえ、上記1.(b)の課題を克服すべく、取締役会がその役割である意思決定機能および監督機能を存分に発揮できるようにすべく、基本的な戦略や大きな議論を充実させることを目的として取締役会における議論の内容の明確化を図るなどしてまいりました。今回のアンケートの結果から、従前に比して改善はみられるものの、特に意見が多かった項目や社外役員と社内役員とで認識の相違が顕著であった項目としては、以下のものがあげられました。

中長期の経営戦略の議論不足への対応

経営戦略会議拡充の意義・あり方

監督と執行の関係と業務報告のあり方

3. ディスカッション

全役員によるフリーディスカッション(5月実施)においては、上記2.の項目に絞った議論を行い、当社の課題克服に向けた積極的な意見交換がなされました。これにより、役員間の認識の相違が縮められたものと考えます。今回の議論の結果を踏まえて、更なる取締役会の充実を図って参ります。

(補充原則4-14)

役員に求められる法律・財務などの基本事項についての習得の機会を提供するとともに、必要に応じて個別セミナー等への参加や子会社を含めた事業所視察などの機会も提供します。また法改正や企業経営等に関係する時々のテーマから勉強会を実施し、役員としての知見を継続的に高めていく機会を提供することとしており、2018年度は、外部講師を招いて「アジア・中東地域の経済」および「ビックデータから見る食卓事情」に関する勉強会を実施しました。

(原則5-1)

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、以下の通り、株主との建設的な対話(面談)に取り組めます。

(1)当社は、CFO他、担当執行役員、経営企画IR部、経理部、法務部と連携し、各々の専門的見地に基づく意見交換を日常的に行い、株主との建設的な対話を実現する。

(2)当社は、個別面談のほか、決算説明会、中期経営計画説明会などを開催するとともに、上記説明会の動画配信や決算説明資料(英訳版含む)等をウェブサイトにて情報開示する。

(3)当社は、株主やアナリストから寄せられた意見を取締役会、執行役員会などで経営陣幹部と情報共有する。

(4)当社は、株主との対話(面談)に際し、未公表の重要な内部情報(インサイダー情報)が外部へ漏洩することを防止するため、内部情報および内部者取引管理規程に基づき、情報管理を徹底する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	36,300,000	11.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	21,252,244	6.80

株式会社みずほ銀行	10,650,200	3.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	9,817,600	3.14
持田製薬株式会社	8,000,000	2.56
クレディ・スイス証券株式会社	5,649,970	1.81
投資管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	5,438,000	1.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	5,328,500	1.71
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	4,625,600	1.48
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	4,261,194	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	水産・農林業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は上場子会社として日水製薬株式会社を有しております。当社は同社の独立性を尊重しており、同社の経営方針および事業活動等は、同社独自の基準、判断に基づいて行われております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大木一夫	他の会社の出身者													
横尾敬介	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大木一夫			電気通信事業会社やネットワークサポート事業会社において、長年代表取締役として培った幅広い見識を有することから、その知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
広瀬史乃		弁護士。	弁護士として企業法務に精通しており、また外務省任期付公務員として在北京日本大使館に勤務した経験から、中国ビジネスにも精通しております。その専門的知見を当社の監査で発揮していただくため、社外監査役として選任しております。同氏は、阿部・井窪・片山法律事務所に所属しています。同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
小澤元秀		公認会計士。	公認会計士として大手監査法人の代表社員を務め、専門職大学院国際会計研究科の特任教授として勤務するなど、その専門的知見と他の企業での社外監査役としての幅広い見識を当社の監査で発揮していただくため、社外監査役として選任しております。同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
伊豫田敏也		2005年3月まで主要取引銀行である株式会社みずほコーポレート銀行(現みずほ銀行)に勤務しておりました。	金融機関での長年の経験や上場会社等の常勤監査役として培った高い見識、経験を当社の監査で発揮していただくため、社外監査役として選任しております。同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、下記の要件を満たす社外役員を独立役員に指定しております。

(社外役員の独立性基準)

当社取締役会が、当社における社外取締役(*1)および社外監査役(*2)(以下、「社外役員」という。)が独立性を有すると認定するためには、当該社外役員が、以下のいずれの基準にも該当しない者でなければならない。

*1「社外取締役」とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいう。

*2「社外監査役」とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役をいう。

1. 当社及び当社の連結子会社(以下、「当社グループ」という。)を主要な取引先(顧客)とする者(*1)又はその業務執行者(*2)

*1.「当社グループを主要な取引先(顧客)とする者」とは、過去3事業年度においてその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けた者をいう。

*2.「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人をいう(以下、同じ。)

2. 当社グループの主要な取引先(顧客)である者(*)又はその業務執行者

*「当社グループの主要な取引先(顧客)である者」とは、過去3事業年度において当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループに行った者をいう。

3. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている(*)コンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当社財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)

*「当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、過去3事業年度の平均で、役員報酬以外に個人である場合には、年間1,000万円を超え、当該専門家が所属する法人、団体等である場合には、当該団体の売上高又は総収入金額の2%又は1,000万円のいずれか高い額を超える金銭その他の財産を当社グループから得ていることをいう。

4. 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が、他の会社の社外役員を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行者

5. 当社グループが多額の寄付(*)を行っている先又はその出身者

*「多額の寄付」とは、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円を超える寄付金をいう。

6. 次のいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の配偶者又は二親等以内の親族

(1) 1から5に該当する者

(2) 当社グループの業務執行者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、当社の取締役(社外取締役、海外居住者を除く。)および取締役を兼務しない執行役員(海外居住者を除く。以下、「執行役員」という。取締役と執行役員を総称して「取締役等」という。)に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(= Board Benefit Trust))」(以下「本制度」という。)を、2018年6月27日開催の第103期定時株主総会において決議し、導入しました。本制度は、取締役等の報酬と業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクも株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

前事業年度にかかわる役員の報酬等の額

取締役 8名 350百万円

(うち社外取締役)(2名)(26百万円)

監査役 4名 63百万円

(うち社外監査役)(3名)(38百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は、コーポレートガバナンスコードの原則に沿って、基本方針を以下の通り定めております。

(取締役報酬)

<基本方針>

() 当社の「経営の基本方針」の実現を後押しする制度とする。

() 中長期の経営戦略を反映した制度とし、その実現のため、短期的な志向への偏重を抑制した、中長期的な企業価値向上を動機づける設計と

する。

()優秀な人材の維持・確保に有効なものとする。

()株主や従業員をはじめとする、ステークホルダーに対する説明責任の観点から、透明性・公平性と合理性を備えた設計とするとともに、適切な決定プロセスを確保する。

()役位ごとの役割や責任および成果に相応しい報酬体系とする。

<役員報酬体系>

当社の役員報酬体系は、固定報酬として役位ごとに定めた基本報酬、年次の業績に連動する業績連動報酬(年次インセンティブ)と中期経営計画の達成度に連動する株式報酬(中期インセンティブ)の3つの要素で構成する。

<報酬決定の手続き>

当社の役員報酬は、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会(代表取締役と社外取締役で構成)での審議(報酬の基本方針、報酬制度、報酬水準、報酬項目の構成比率等について、同業・同規模他社と比較検討し、見直しの必要性を議論し、役員毎の報酬水準、KPIやその評価方法等を審議)を経て、株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、取締役会の決議により決定する。

(監査役報酬)

監査役の報酬は固定報酬とし、株主総会で決定された監査役報酬の限度内で、監査役の協議により決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役の求めに応じて、内部監査部門、秘書課その他部署の従業員が職務を補助しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
細見 典男	相談役	対外活動等(経営には関与しない)	非常勤、報酬あり	2019/6/26	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 1名

その他の事項 更新

当社は相談役制度に関する内規を定めており、指名・報酬委員会(代表取締役および社外取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める)における審議を経て社長が推薦し、取締役会の決議をもって決定します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役は、経営の透明性の向上・経営監督機能の強化を図るため任期を1年とし、経営陣から独立した立場の社外取締役を選任しております。現在社外取締役2名を含む男性7名で構成される取締役会は、原則として毎月1回以上開催し、重要事項の決定と業務執行状況の監督を行っております。

業務執行については、業務執行体制をさらに強化し、より機動的にかつ効率的な業務運営を行うため、2009年6月25日付けで執行役員制度を導入いたしました。代表取締役社長執行役員が当社グループを統治し、各取締役・執行役員は統轄・担当部門の執行責任を負うとともに、国内在勤の全執行役員が出席する執行役員会を毎月1回以上開催し、会社経営の重要事項を協議しております。執行役員会は、取締役兼務執行役員5名を含め、男性18名で構成しております。

監督・監査については、社外取締役は経営から独立した立場で取締役会に出席し、経営の監督に当たっており、社外監査役3名を含む監査役(男性3名、女性1名)は取締役会に出席し、取締役の職務執行を監査するとともに、必要に応じて執行役員会に出席しております。

また、社長直轄の内部監査部門が、年度計画に基づき当社グループの内部監査および財務報告の信頼性を確保するための内部統制に関する事項の評価を実施し、取締役、監査役および監査対象の組織責任者に結果を報告しております。

会計監査については、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査として、EY新日本有限責任監査法人と契約を締結し、監査を受けております。業務を執行した公認会計士は、渡辺伸啓、腰原茂弘、鶴田純一郎であり、監査業務にかかる補助者は公認会計士14名、その他20名がおります。

指名・報酬については、代表取締役と社外取締役で構成される任意の指名・報酬委員会において、CEOを含む役員候補者の選解任、サクセッションプラン、報酬等につき審議の上、取締役会に答申します。取締役会では、当該答申を踏まえ、役員の人事および報酬につき決議しています。なお、監査役候補者については、事前に監査役会の同意を得ております。

監査役の報酬に関しては、監査役の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役設置会社である当社は、企業活動全般について適正性を判断する上での知見を有する者および財務・会計に知見を有する者を監査役に選任するとともに、経営陣より独立した立場の社外監査役3名を選任し監査役会を設置しております。社外監査役を含む監査役4名による監査体制が経営監督機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。

〔社外取締役に関する事項(社外取締役の役割・機能)〕

社外取締役は、金融機関の業務執行役員や上場会社の取締役を経験した企業経営者で構成され、その経歴で培った豊富な経験や高い見識を当社の経営に活かしていただくために選任しております。社外取締役には、当社の経営陣から独立した立場で、取締役の業務執行の監督、意思決定の適正性を確保するための助言等を担っていただいております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	開催日は、2019年6月26日
電磁的方法による議決権の行使	2006年6月28日開催の定時株主総会より、株主名簿管理人である三井住友信託銀行のシステムを利用して実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2007年6月27日開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・招集通知を、発送に先立ち当社ウェブサイトにて早期開示しております。 ・招集通知発送に際して議決権行使のお願いを内容とする文書を同封しております。 ・株主総会では、事業報告等をビジュアル化して説明しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を5、11月に開催し、8、2月には電話会議にて決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにて、決算短信(英語版含む)、決算説明会資料(英語版含む)、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、NISSUI REPORT、決算説明会の動画等を掲載しております。 www.nissui.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画IR部経営企画IR課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社(当社グループを含む)では、地球や海に感謝し、創業時より受け継ぐ5つの遺伝子(使命感、イノベーション、現場主義、グローバル、お客様を大切に)から多様な価値を創造し、事業を通じて社会の課題解決に取り組むべく、CSR行動宣言を表明しています。また、倫理憲章、品質保証憲章、環境憲章において、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理、従業員がとるべき行動準則などについて定めています。CSR行動宣言・倫理憲章・品質保証憲章・環境憲章については、当社ウェブサイトに掲載しております。 https://nissui.disclosure.site/ja/themes/126
環境保全活動、CSR活動等の実施	会社を取り巻く様々なステークホルダーとの協働を重要と考え、お客様、従業員、ビジネスパートナー、株主、環境、社会に向けて2016年3月に「CSR行動宣言」を表明しました。あわせて、当社グループが取り組むべきマテリアリティとして、「安全・安心で健康的な生活に貢献する、豊かな海を守り、持続可能な水産資源の利用と調達を推進する、社会課題に取り組む多様な人材が活躍できる企業を目指す、の3つを特定しました。これらマテリアリティ解決のため、「資源持続・調達部会」「フードロス部会」「ダイバーシティ・人材育成部会」を設け、水産資源調達に関する大規模調査やCSR調達アンケートを実施し、サステナブルなサプライチェーンの構築、養殖技術の開発等水産資源の持続的利用への配慮、グループ横断的な環境負荷低減活動、フードロス削減等の環境意識啓発活動の実施、生物多様性の保全に向けた環境活動の実施等を積極的に進めています。これに加えて2019年、「海洋環境・プラスチック部会」を設けました。当社の具体的な活動については、SUSTAINABILITY REPORTを作成し、公開しております。 https://nissui.disclosure.site/ja/themes/121 なお、SUSTAINABILITY REPORTを含む当社の環境保全活動、CSR活動については英語でも開示しております。 https://nissui.disclosure.site/en

<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>倫理憲章・倫理行動基準において定めております。</p>
<p>その他</p>	<p>・当社は、魚を中心とした食生活から健康づくりを推進し、個人から部署へ、さらには全社へ広がる健康経営により働きやすい環境の創造に努めるべく、個人の健康を促進する施策としてEPA/AA比の測定および禁煙支援、仕事と私生活の両立を支援する施策としてカフェテリアプランの導入による育児・介護・健康サポート、働きやすくやりがいのある職場づくりのための施策としてテレワークの全社における導入を実施しました。</p> <p>・女性の活躍推進に向けた仕事と育児の両立支援を推進すべく、社内規定において育児休暇・育児休職、短時間勤務等の制度を定めていましたが、さらに、能力と意欲さえあれば誰もが実力を発揮できる会社、女性がキャリアも育児もあきらめない会社にすることを目的として、2017年6月、ジェンダーダイバーシティチームを設置しました。チームでは、当社の課題を抽出したうえで、女性社員が活躍できる雇用環境整備をさらに進めるために、2018年4月より「女性活躍推進事務局」を設置しました。そして、採用時およびキャリア形成の過程で一定数以上の女性を活用する数値目標を設定したうえで、当該数値目標達成のための従業員や管理職の意識改革に向けた取り組み、育児と仕事の両立支援に向けた取り組みの3か年(2019年～2021年)行動計画を策定しました。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1)経営に携わる者は、当社の経営理念に基づき制定された、CSR行動宣言・倫理憲章・品質保証憲章・環境憲章を率先垂範するとともに、課長との懇談会や社員との経営懇談会などを通じて周知徹底する。
- (2)事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保するため、社外弁護士が参加する倫理部会(CSR委員会傘下)は、社員教育・研修の強化によるコンプライアンス徹底の企画・運営や、コンプライアンスに関する業務上の諸課題への最終判断などを行い、CSR担当役員がその活動内容を取締役会に報告する。
- (3)当社グループにおけるコンプライアンス上疑義のある行為等について、当社グループの役職員が倫理部会に直接通報できる内部通報制度を設け、窓口を社内外に設置し、監査役にも同時に連絡が入る体制とするとともに、取引先など社外からの通報も受付ける。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。
- (4)財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、社内に専任組織を設置し、全社的な内部統制の状況を把握するとともに、重要な業務プロセスなどを文書化し、評価・改善する取り組みを連結ベースで行う体制を構築している。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)株主総会議事録、取締役会議事録、執行役員会議事録、取締役および執行役員を委員長とする各種委員会の議事録および社内規程に従って作成された稟議書や実施報告書等(以下「文書等」という)については、法令および情報セキュリティ基本方針など社内諸規程に基づき適切な保存・管理を行う。
- (2)取締役、監査役および執行役員は、いつでも文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)代表取締役社長執行役員直轄の組織であるリスクマネジメント委員会は、リスクマネジメント規程に基づいて当社グループのリスクマネジメントシステムの構築とその維持・向上に努め、リスクマネジメント担当役員は定期的にリスクマネジメント委員会活動の報告を取締役にを行う。
- (2)各事業部門の責任者は、担当業務に関する適切なリスクマネジメントを実行するとともに、コンプライアンス、環境、品質、財務等の重要性の高いリスクについては、それぞれの担当組織が当社グループとしてリスクマネジメントに係る規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、原則として毎月1回以上開催され、経営機構、代表取締役およびその他の業務執行を担当する取締役・執行役員の管轄事項を定めるとともに、重要事項の決定と取締役・執行役員の業務執行状況の監督を行う。
- (2)業務執行については、代表取締役社長執行役員が当社グループを統治し、各取締役・執行役員は統轄・担当部門の執行責任を負うとともに、国内在勤の全執行役員が出席する執行役員会を毎月1回以上開催し、会社経営の重要事項を協議する。
- (3)取締役会において中期経営計画および各年度予算を決議し、各取締役・執行役員は管轄する部門が実施すべき具体的な施策および権限分配を含む効率的な業務執行体制を決定するとともに、目標達成に向けた進捗管理を徹底し、その状況を定期的に取締役会へ報告する。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための諸施策に加え、以下の体制を構築する。

1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制

- (1)グループ各社の代表者が参加するグループ経営会議等を定期的に開催し、グループ内の情報共有と業務執行に関する重要事項の報告と協議を行う。
- (2)当社は、グループ各社に対して営業成績、財務状況その他の重要情報について、当社への定期的な報告を求める。
- (3)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメント委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を審議する。

3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ各社の経営については、各社の自主性を尊重しつつ、当社が制定した関係会社管理規程や海外関係会社管理規程の遵守を求める。

4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、グループ各社取締役会への役員派遣、重要拠点である北米と南米への北米事業執行・南米事業執行の設置、などを通じて当社グループのガバナンスを強化する。
 - (2)グループ各社は、自らが定めた倫理憲章等の社内規程に基づき、コンプライアンス担当の役員および推進組織を設置してコンプライアンス活動を推進し、当社の倫理部会がその活動の支援を行う。
 - (3)その他企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社の代表取締役社長執行役員直轄の組織である内部監査部門は、年度計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、取締役、執行役員、監査役および監査対象の組織責任者に結果報告するとともに、その概要を定期的に取締役会へ報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1)監査役の求めに応じて、内部監査部門、秘書課およびその他の部署の使用人が監査役の職務を補助する。
- (2)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役スタッフを置く(取締役・執行役員から独立した立場で監査役スタッフを設置している。)

7. 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- (1)前号の使用人が監査役の職務を補助する際には、取締役・執行役員等の指示命令を受けないものとする。
- (2)監査役スタッフを置く場合は、当該スタッフの人事、評価に関しては監査役の意見を尊重する。

8. 監査役への報告に関する体制

1) 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制

- (1)取締役・執行役員および使用人は、作成した文書等(前記2.(1))を速やかに監査役に回覧するとともに、説明を求められたときは迅速・的確に対応する。
- (2)取締役・執行役員および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他経営に係る重要な事実等があるときは、直ちに監査役に報告する。
- (3)内部監査部門は、当社グループの業務監査結果を監査役に報告する。
- (4)監査役は、取締役会における審議、決議、報告の内容を検証し、必要に応じて取締役・執行役員から業務執行状況を聴取し、確認する体制を

強化する。

2) 子会社の取締役・監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- (1) グループ各社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速・的確に対応する。
- (2) グループ各社の役職員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他経営に係る重要な事実等があるときは、直ちに自らまたは当社の管理担当部門を通じて監査役に報告を行うか、当社の内部通報窓口に通報する。
- (3) 内部通報窓口への通報は、その内容と対処について当社倫理部会より定期的に監査役に報告する。

9. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの役職員が監査役へ報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

10. 監査役職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針

監査役が職務の執行について生じる費用等を請求したときは、秘書課において、役員に関する規定に基づきその費用等が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

11. その他監査役職務の実効的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 監査役は、監査役会が監査の実効性を確保するため制定した内部統制に関する実施要領に従って監査を行い、必要の都度取締役・執行役員と協議し、監査の実効性を高めていく。
- (2) 会計監査人は、その監査計画、監査結果を定期的に監査役に対して報告するとともに、監査役は必要に応じて内部監査部門と情報交換や意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体からの不当な要求等を一切排除することとしている。その整備状況として、「倫理憲章」や「倫理行動基準」において、反社会的勢力との関係遮断を明文化し周知徹底している。また、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに担当部署へ報告・相談するとともに、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携して適切に対処する体制を構築している。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

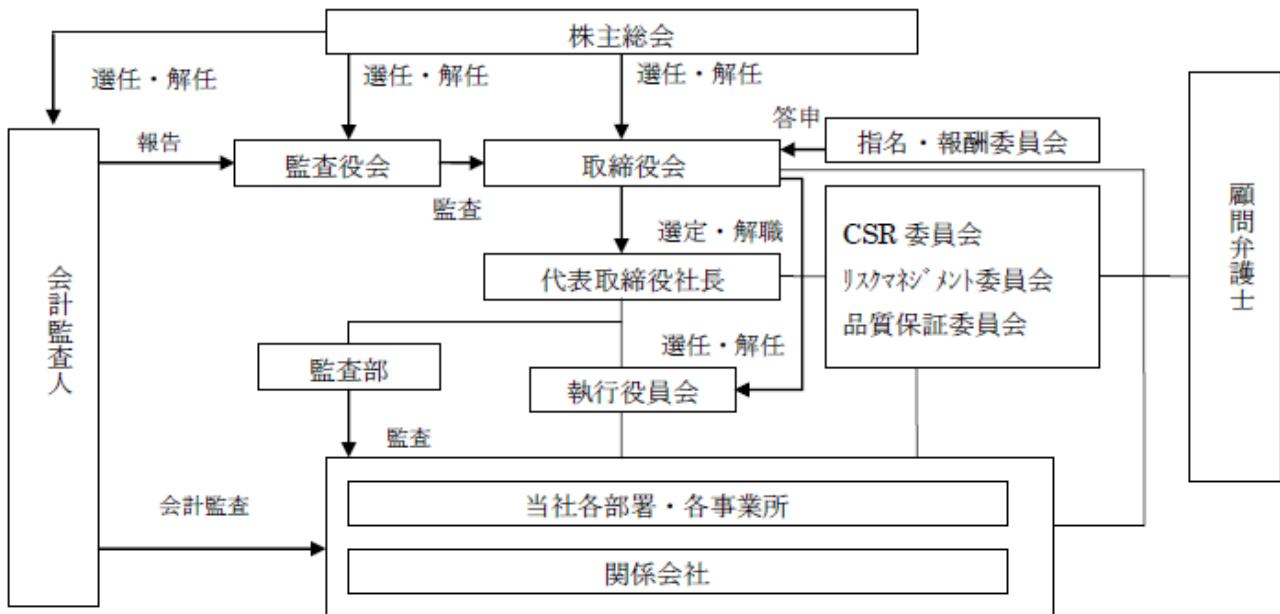
【適時開示体制の概要】

当社は「日本水産株式会社・倫理憲章」において「広く情報の開示に努めるとともに、未公開情報の管理を厳正に律する」ことを行動指針として定めております。

当社及び子会社の決定事実に関する情報、発生事実に関する情報及び決算に関する情報のうち、関係諸法令により開示が必要とされる会社情報については、原則として取締役会の決議により、緊急の場合には代表取締役の判断により、適時・適切な開示を行うこととしております。

社内の管理・監督につきましては、監査役が取締役の職務執行を監督し、社長直轄の監査部が当社及び子会社の業務の適正性について内部監査を実施しております。

コーポレート・ガバナンス体制図（模式図）



適時開示体制の概要（模式図）

